

ふるさと納税返礼品と
電子感謝券取扱事業者募集

市では、ふるさと納税により寄付していただいた人にお礼として贈呈する返礼品の充実を図るため、返礼品と市内でのみ使用できる電子感謝券の取扱事業者を募集しています。

返礼品とは

ふるさと納税のお礼として寄付者に贈呈する、市内で生産、製造、加工されている物品のことです。
※国の基準が変更され、基準を満たさなくなった場合は返礼品としての取り扱いをやめますので、ご了承ください。

電子感謝券とは

ふるさと納税のお礼として、寄付額の3割相当を、市内の加盟店でのみ使用可能な電子クーポンとして寄付者のスマートフォンなどの電子機器に付与し、それで支払いができる仕組みです。

電子感謝券の加盟対象業種は市内で飲食、宿泊、体験できるものに限られ、商品の購入には使用できません。また、飲食は市内の店舗で調理されたものを提供する場合には限ります。これにより、実際

経済センサスー基礎調査
と工業統計調査の実施

経済センサスー基礎調査



調査員が全国全ての事業所の活動状態を实地確認し、新たに把握した事業所や一部の事業所などに調査票を配布します。

調査期間 6月～令和2年1月

工業統計調査

工業統計調査は工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。調査員が伺いますので、調査票への回答をお願いします。

図 情報統計課 統計係

☎(32)11114

に宇城市を訪れ、宇城市で消費される効果を見込んでいます。

メリット

- ・インターネットサイトに掲載され、商品を全国にPRできる

- ・宣伝広告費などの追加負担がないほか、返礼品の代金と送料は市が負担

デメリット

- ・返礼品は寄付者自身が選択するため、注文見込みの予測が困難

登録条件

- ・市内に事業所(工場含む)がある
- ・税の滞納がない
- ・暴力団の構成員などでない
- ・返礼品は市内で生産、製造、加工されているもの
- ・電子感謝券は市内で飲食、宿泊、体験できること など

返礼品や電子感謝券の取り扱いを検討する場合は、相談してください。

図 企画課 企画振興係

☎(32)1902

埋蔵文化財包蔵地の
確認をお願いします

埋蔵文化財包蔵地とは、「遺跡」の範囲のことです。文化財保護法により保護されていて、市内にも約300カ所存在しています。

埋蔵文化財包蔵地で住宅の建設、側溝設置、造成工事などの掘削を伴う工事を行うときには、全て事前に届け出が必要です。震災に伴う建て替え工事も届け出が必要です。

建築や工事の予定がある場合は、埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうか、お問い合わせください。



埋蔵文化財包蔵地(松橋大野貝塚)

図 文化課 文化財世界遺産係

☎(32)1954

宇城市住宅リフォーム助成事業

個人住宅の居住部分をリフォームした場合に、その工事費の一部を市が商品券で助成します。

対象 次の条件の全てに該当する人

- ・市の住民基本台帳に登録されている
- ・本人と世帯員に市税の滞納がない
- ・国、県、市の補助金を受けたリフォームを行っていない
- ・過去にこの事業を利用していない(耐震改修事業補助金は除く)

対象住宅 市内にある自己所有で居住している戸建住宅(賃貸住宅は対象外)

対象工事(交付決定通知後に着工してください)

- (1)当該工事にかかる費用が15万円以上
- (2)市に登録してある業者が行う工事
- (3)交付決定後に着工し、11月29日までに完了する工事
- (4)必須工事(次の①～④のいずれか)を行うこと
 - ①県産材利用促進(県産の木材や畳などを使用する)
 - ②ユニバーサルデザイン化による段差解消、手すり設置などの改修工事
 - ③省エネルギー推進(断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置など)
 - ④子育て支援(子ども部屋の改修など)

助成金額 対象工事費用の2割(上限15万円)を市商品券で交付

受付開始 5月15日水 平日9時～16時に受付

申請方法 商工振興課または各支所総合窓口課にある申請書で申し込んでください。

図 商工振興課 商工物産係 ☎32-1604



後期高齢者医療保険料の
軽減内容が見直されます

後期高齢者医療制度発足時ににおける激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置について、負担の公平を図り、制度の持続性を高めるために見直します。

所得が低い人の軽減

保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます(左表)。

均等割について、これまで9割軽減だった人は、今年度8割軽減になります。医療機関での窓口負担は変わりません。

世帯の所得状況に応じて次のとおり軽減します。

対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合(年度)			
	本則	2019	2020	2021
【平成30年度における8.5割軽減の区分】 33万円		8.5割	7.75割	7割
【平成30年度における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全体の年金収入が80万円以下(その他所得なし)	7割	8割	7割	
33万円 +28万円 × (世帯の被保険者数) 以下	5割			
33万円 +51万円 × (世帯の被保険者数) 以下	2割			

本則7割軽減の対象者は、これまでさらに上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、今年度から段階的に見直しを行います。

8.5割軽減の対象だった人は、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質8.5割軽減を据え置きます。

9割軽減の対象だった人は、介護保険料の軽減強化などの支援策の対象となります。ただし、課税者が同居している場合は対象なりません。

図 市民課 高齢者医療係 ☎32-1417